

平成 27 年(2015 年)6 月 16 日
政 策 会 議 資 料
福 祉 保 健 部 障 が い 福 祉 室

(仮称)くらしの場整備にかかる建設補助について

1 概要と経過

(1) 本事業の概要

本事業は、一般的なグループホームには入居できない医療的ケアを必要とする障がい者や重度の行動障がいがある障がい者が入居できるグループホームをはじめ、ショートステイ、ホームヘルパー事業、訪問看護ステーション、相談支援事業、福祉避難所等の機能を備える地域拠点多機能施設「(仮称)くらしの場」の整備を推進するものです。

(2) 本市における政策的位置づけ

「どんなに重たい障がいがあっても吹田市で安心して暮らせる場を整備する。」を基本方針とし、経営戦略会議、政策会議を経て、「(仮称)くらしの場」の整備を進めていくことを市として方針決定しました。

(3) 建設及び運営事業者の補助金申請の動き

施設建設にあたり法人は、公募条件のとおり、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の申請を行いました。平成 26 年(2014 年)度の申請では、大阪府の社会福祉施設等施設整備費補助金等審査部会で不採択となり、国庫協議に至りませんでした。

平成 27 年(2015 年)度の申請では、医療的ケアを必要とする障がい者を対象とする身体障がい者対応型ホームのみが大阪府の審査部会で採択され国庫協議へ進みましたが、重度の行動障がいがある障がい者を対象とする重度知的障がい者対応型ホーム(I・II)は、不採択となり、国庫協議に至りませんでした。

近年の国及び大阪府における社会福祉施設等の整備に係る補助金は減少しており、限られた予算の中で耐震工事・大規模改修が優先される傾向にあります。

2 市単独の建設補助及び 7 月補正が必要な理由

本市は第 4 期吹田市障がい福祉計画において、障がい者の高齢化や親亡き後を見据え、障がい者が地域で安心して暮らしていく社会の実現をめざし、地域生活

支援拠点を整備することを重点施策の一つとしています。「(仮称)くらしの場」は、この地域生活支援拠点にあたります。

障がいの重症化、障がい者を支える家族の高齢化が進む中、施設の整備は喫緊の課題です。そのため、国庫補助については、既存施設の改修等が優先され、新規施設の建設については協議に至らなかった重度知的障がい者対応型ホーム(I・II)に対しても、市単独での建設補助を行うものです。

身体障がい者対応型ホームは、国庫補助の対象となった場合、平成 27 年度末までに完成させる必要があるため、7 月補正を行うものです。

3 建設補助について 別紙 1

(仮称)くらしの場の施設整備を行う社会福祉法人に対し「社会福祉法人に対する助成に関する条例」に基づく助成を行う必要性は非常に高いと判断されます。

同施設の整備は極めて個別性が高く、特殊な事例でありますことから、同条例施行規則別表の規定による一般的な助成(国の補助基準額に相当する額を補助基本額として、その額の 3 分の 1 の範囲内で助成)ではなく、同条例第 3 条の規定に基づき「(仮称)くらしの場」の施設整備助成に係る基準等を別に定め、同施設の整備に限定した助成を行うものです。

本市が負担する建設補助額については、国庫補助の対象となる予定の身体障がい者対応型ホーム分 26,706 千円と、国庫補助の対象とならない重度知的障がい者対応型ホーム分 62,919 千円を合わせて、総額 89,625 千円となります。

財源は、心身障害者福祉施設整備基金(平成 26 年度末残高約 270,000 千円)から 80,000 千円の繰入をする予定です。

4 今後のスケジュール

平成 27 年 6 月 身障ホームに対する国庫補助内示予定

平成 27 年 8 月～平成 28 年 2 月(約 6 か月) 施設建設工事

平成 28 年 3 月 市補助金支払い

平成 28 年 4 月 開所